

デイサービスセンタースマイル

地域密着型通所介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人共立福祉会が設置運営する地域密着型通所介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、要介護及び要支援状態となった高齢者に対して適切な地域密着型サービス・介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービス(以下総合事業サービス)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 デイサービスセンタースマイルは、地域密着型通所介護計画・支援計画に基づき、入浴・食事の提供と、その介護・生活等についての相談・助言、健康状態の確認等を行い、日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 2 地域密着型サービス・総合事業サービスは利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化防止または、要介護状態となることの予防に資するよう目標を設定し、計画的に地域密着型サービス・総合事業サービスを提供する。
 - 3 地域密着型サービス・総合事業サービスの提供にあたっては、その提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称 デイサービスセンタースマイル

所在地 長野県諏訪郡下諏訪町大門121-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次の通りとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。なお管理者が必要と認める時には管理者代行を置いて対応する。

② 生活相談員 2名(介護職員と兼務)

利用者・家族・ケアマネージャー等との相談・連絡調整等を行う。

③ 看護職員 1名以上(機能訓練職員と兼務)

地域密着型通所介護計画・支援計画に基づき、利用者のバイタルサインの点検、身体的一般状態の観察、その他適切な看護を実施する。

④ 介護職員 3名以上

居宅高齢者を日常生活動作訓練・入浴サービス・食事サービス・家族介護者指導等の各種

サービスを提供することにより、利用者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の向上を図り、あわせて家族の介護負担の軽減を図る。

(利用定員)

第 6 条 本事業所において、地域密着型通所介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供する単位は 1 単位とし、**利用定員は、18 名(1 日)とする。**

(営業日及び営業時間)

第 7 条 本事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日 毎週月曜日～土曜日(但し 8 月 1 日・15 日、12 月 31 日～1 月 2 日は休業)

営業時間 9:00～16:30

(事業の提供方法及び内容)

第 8 条 地域密着型通所介護計画・支援計画の作成にあたっては、既に居宅介護支援事業サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成する。

2 地域密着型サービス・総合事業サービスの提供にあたっては、看護職員・生活相談員等は、それぞれの利用者の心身の状況、置かれている環境をふまえて介護の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型通所介護計画・支援計画を作成し、利用者または、家族に対し内容について説明をする。

3 地域密着型サービス・総合事業サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し介護の観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導または、説明をする。

4 それぞれの利用者についてサービスの実施状況及びその評価を介護記録に記載し目標達成状況を再評価し、さらに必要な計画作成をしていく。

5 デイサービスセンタースマイルにおいては、送迎、食事、入浴、機能訓練及び生活相談のサービスを提供する。

(利用料等)

第 9 条 地域密着型サービス・総合事業サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

2 但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

・ 昼食代 1 食当り 650 円

・ 上記のほか、作業用材料、レクリエーション等にかかる費用及び日常生活において通常必要となるものに関わる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用(おむつ代など実費)。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(**記名押印**)をもらう。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。

下諏訪町、岡谷市、諏訪市。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者が地域密着型サービス・総合事業サービスの提供を受ける際に留意すべき点は次の通りとする。

- 2 事業所内の機械、器具の使用については、職員の指示にしたがう。
- 3 入浴サービス等の実施前に血圧の測定等を実施する。

(秘密保持)

第 12 条 デイサービスセンタースマイルの職員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、職員でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

(苦情処理)

第 13 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第 14 条 デイサービスセンタースマイルは、利用者の使用する施設・設備及び飲用に供する水についての管理を適正に行う。

- 2 地域密着型通所介護事業者・介護予防・日常生活支援総合事業者は、事業所において感染症の発生、または蔓延することのないよう、必要な措置を講ずる。

(虐待防止および身体拘束に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護のため、身体拘束や虐待の発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 法人が設置する身体拘束虐待防止委員会に参加し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束および虐待防止のための事業所指針を整備する
- (3) 身体拘束および虐待を防止するための定期的な研修に参加する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

3 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

(緊急時等における対応方法)

第 16 条 職員は、地域密着型通所介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業等を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告し家庭へも連絡する。

- 2 地域密着型通所介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業等の実施中に、天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 17 条 非常災害に際しては、消防法施行規則第 3 条に基づく計画をもとにし、避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路、及び協力機関等との連携方法を確認し、非難・救出訓練も実施する。

(地域との連携等)

第 18 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業者の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、事業者が所在する市町村職員又は広域連合職員、地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表し、5年間保存する。

(その他運営についての重要事項)

第 19 条 デイサービスセンタースマイルは、職員の資質向上を図るため次の通り研修の機会を設ける。

- ① 新任研修 新任後 2 ヶ月以内に受講
- ② 継続研修は随時受講
- 2 本事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

- 2 この改正規程は、平成20年4月30日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成20年7月1日から施行する。
- 4 この改正規程は、平成26年5月28日から施行する。
- 5 この改正規程は、平成28年1月1日から施行する。
- 6 この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

8 この改正規定は、令和 6 年1月1日から施行する。